

JCAAの商事調停規則改正とその背景

神戸大学法学研究科教授

齋藤 彰 Akira Saito

I. はじめに

本稿は、JCAAによる新しい商事調停規則（以下、新規則）について、その背景となる国際的な動向を視野に入れた検討を行う目的で書かれたものである。

JCAAは改正の目的として「このたびの調停規則の改正は、商事紛争の有効な解決方法として、調停手続への関心が高まっていることに伴い、国内外の調停機関の調停規則を参照しつつ、JCAAによる調停手続をより一層魅力的なものとすることを目的とする」と説明する。これを、従来のJCAAにおける調停手続を過去の経験を踏まえてより魅力的にするために改訂を行う趣旨と読めば、従来の調停手続を前提としたものと考えられる。

他方で、JCAAにおける調停申立ての件数は、2009年から2018年まで合計して14件に止まることを考えると、こうした状況を打破するために調停手続の根本的な見直しを企図することも十分に考えられる。とくにこの時期に改正を行うのは、2018年に国連総会で採択された「国際的な調停による和解合意に関する国際連合条約」（以下「シンガポール条約」）への対応をも考慮したものと考えられよう。

最近のわが国における商事調停への関心の高ま

りは、筆者が見るところ、とくに国際的な状況の変化の影響を強く受けている。アメリカ合衆国が商事紛争にも調停を積極的に用いてきたことに加え、最近ではイギリスでも裁判所におけるケースマネジメント・コンフェレンスの重要性が強調され、司法資源の効率的配分に向けて調停その他ADRが盛んに用いられている¹⁾。アジアでも香港やシンガポールを中心に商事調停の活用が進んでいる。日本でも同様の方向性をもつ京都国際調停センターが2018年に創設された。とくに今回のJCAAの改正において国内外の調停機関の調停規則を参照したとすれば、こうした国際的な動向へと歩調を合わせるために大幅な改正が検討されたとしても不思議はない。しかし以下で見るよう、具体的な改正の内容は従来の規則のバージョンアップの域を出ないように思われる。

この点に関する筆者の推測は次のとおりである。JCAAの規則改正は商事調停の先進法域の調停機関に追いつくことを目的としたけれども、調停機関の規則改正の範囲内でできることには限界がある。つまりその範囲でベストを尽くした結果が新規則の到達点ではないだろうか。最近において商事調停を活発に用いるようになった諸法域では、調停機関の規則の改正に止まらない広範な取組みが行われてきた。つまり調停の公法的な規律

1) こうしたイギリスの最近の状況につき、齋藤彰「国際ビジネス紛争解決の工コシステム（生態系）：ロンドンにおける専門家裁判所を中心とした紛争マネジメント文化の形成とその実践」国際商取引学会年報2019（21巻）79頁以下参照。

枠組みの整備、調停人の資格認証制度や調停実務における行動基準の設定、商事調停の振興に向けた広報活動等がしっかりした構想に基づいて展開されてきている。

ここでは誌幅の制約のため、とくに香港における調停活性化の動向との比較において、JCAAの新規則を検討したい。そこでⅡにおいては、JCAAの新規則をとくに香港国際仲裁センター（以下「HKIAC」）の調停規則と比較しながら検討する。Ⅲにおいては、香港における調停の活性化に向けた取組みを概観する。各国の調停機関の規則を参照する際には、そうした機関がおかれている法域の法制度や法文化的な背景が問題となろう。香港やシンガポールでは、商事調停に関する制定法的な枠組みが整備され、その基盤の上で調停人の資格認証や行動基準等に関するルールが展開されてきた。そうした基礎の上で、各調停機関はそれぞれに調停規則を定めている。Ⅳにおいては、シンガポール条約がJCAAも含めたわが国の商事調停に対して有するインパクトを、どのように把握すべきかである。それに対する一定の予測がなければ、現時点において規則改正を行うべきかは明確とはならないはずだからである。最後に、以上の考察を踏まえて、新規則をどのように評価することができるかについて検討する。

II. 新規則の概要

1. 新規則の概観

改正された新規則の条文は全体で35カ条から成る詳細なものである。1条は「この規則は、当事者が、商事紛争について、JCAAが管理する調停に係る手続その他の必要な事項を定める」とするが、そのほとんどは調停手続におけるJCAAの管理業務に関連しており、仲裁規則を思わせるような詳細な規定が設けられている²⁾。

これに対してHKIACの調停規則は15カ条のみである。主としてHKIACの管理業務に関するも

のであることは新規則と同様であるが、規則と合わせて参考すべきものとして、調停人の行動基準に関する香港調停コード・HKIACの苦情対応規則・調停人倫理コード等があり、それらの基盤となる香港調停条例が公的な調停の規律枠組みとして存在している。HKIACのウェブサイトから調停規則を見ると、これらの関連する法規及び規則へのリンクが右欄に表示され、それらを合わせて読むことでHKIACの調停手続の概観を理解することができる。

2. 商事調停手続の説明

JCAAが管理する商事調停を利用する当事者が、実際に調停手続がどのようなものかを知る手掛かりは本規則中にはほとんどなく、本規則を補う法令や他の規則についても参照や言及もない。また現段階でのJCAAのウェブサイトにもこの点の十分な説明は見当たらない。

とくにJCAAの新規則を見て気になる点は、それが対象とする商事調停に関して何らの定義も置いていないことである。どこか他の法規範やルールに定義を見いだすことができれば良いのだが、日本法の中にそうした規定は存在しない。たとえば民事調停法は、裁判所に付置された手続を扱うので、新規則が本来対象とする商事調停には当てはまらない。ADR促進法にもそうした規定は見当たらない。

HKIACの調停規則1条は「本規則における調停とは、非公開で主体的な私的紛争解決手続であり、そこにおいて中立な第三者（調停人）が、当事者達が交渉による解決に到るよう助力する」とされる。また、調停人の具体的な役割に関してHKIACの調停規則中に規定はないが、それを補充する香港調停コードがあり、香港で認証された調停人の行動基準となっている。その前半では調停人の責任に関する規定が置かれ、後半では調停を行うに際して調停人と当事者とが締結する調停合意のひな形が示さる、その調停合意の2条において、調

2) 今回の新規則に関して、道垣内正人「JCAAの新しい商事調停規則」JCAジャーナル67巻3号（2020）9頁に詳細な解説がある。

停人の役割は次のように定義されている。

「1. 調停人は中立かつ公平である。調停人は次の点について助力することにより当事者が紛争解決を試みるための補助を行う。

- (a) 紛争における争点を体系的に切り離す。
- (b) それらの争点を解決する選択肢を展開する。
- (c) 当事者の利益と必要に合致するようにそれらの選択肢を探索する。

2. 調停人は合同または個別に当事者と会うことができる。

3. 調停人はどの当事者に対しても次のことをしない。

- (a) 法的助言や専門的助言
- (b) 解決を押しつける
- (c) 当事者に代わって決定する」

また、香港における調停の公法的側面も含めた規律枠組みを形成する香港調停条例（2013）において調停は次のように定義されている。「調停とは、1または複数のセッションを含む、構造的な手続であり、そこにおいて1または複数の公平な個人が、紛争またはその一部を裁定によることなく、紛争当事者が次の4局面のすべてまたは一部を行うことを補助するものである」としており、その4つを「紛争における争点を確定する」「探査する（explore）ことにより選択肢（options）を生み出す」「当事者双方がコミュニケーションを行う」「紛争の一部または全部を解決する合意に至る」であるとする。またシンガポールの調停法（2017）の3条（1）も、この香港調停条例における調停の定義を基本的に踏襲しており、調停手続を同様の4つの局面に分けて記述している³⁾。このように現時点において、商事調停の目的や手続に関する標準的な理解がかなり明確にされてきており、シンガポール条約によって国際執行力が付与されるのも、こうした調停手続を前提として得られた和解合意であると理解して大過ないであろう。

3. 調停人と調停手続

新規則には調停人選任及び忌避・解任・補充などの詳細な規定が置かれている。調停人を複数選任することも当然に予定されているが、これは仲裁や日本の民事調停などに類似する手続を想定しているように見える。現在、アメリカ合衆国や英連邦系諸法域で用いられる商事調停では、1名の調停人が1~2日のうちに集中して行う手続が標準となっていることから、とくに海外の利用者にとっては違和感のあるものとなるように思われる。

また長期間にわたる書面等の交換を想定したと思われる規定がおかれており、現在の海外における商事調停実務との間に乖離が見られる。23条の守秘義務等や、24条が扱う証拠等の取扱いは、商事調停の位置づけに関する重要な問題であるため、まず制定法によって枠組みが示されるべきであろう。

26条は、調停人が和解合意書に署名すべきことや、当事者がJCAAに対して、和解合意がJCAAが管理した調停から生じたことを証明することを求めることができると定めており、シンガポール条約に基づく執行のための要件に明文で対応している。また27条には調停による和解合意を仲裁判断へと転換してニューヨーク条約を利用するためのMed-Arbに関する規定が置かれている。

4. 調停人の報酬

30条以下では調停人報酬について詳細な規定がおかれており、それは別段の合意がない限り、時間単価5万円とされているが、海外の著名な調停人を用いて1~2日間で解決を目指すような場合、この単価は低すぎる。実際にHKIACやシンガポール国際調停センター（SIMC）の規則においてこうした基準はない。また香港のように、調停人の行動基準として、当事者との間で事前の調停合意を締結することが求められれば、報酬額は否応なしに関係者間で合意されるべき事項となる。HKIACでは調停人は報酬の前払い（deposit）を

3) イングランド発祥の調停機関であるCEDR（Centre for Effective Dispute Resolution）の調停人スキルトレーニングでもこうした調停手続がモデルとされていることについて、齋藤彰「国際商事調停人のスキルトレーニング（上）（下）」JCAジャーナル第64巻10号11頁以下・11号3頁以下（2017）参照。

請求できることが明記されている。これは短期決戦の調停の場合、とくに調停手続で合意に到らなかった当事者は調停人への報酬支払いを渋ることが多いためであるとされる。

III. 海外における商事調停の振興：香港を例として

国際的なADRにおける手続的規律の在り方は多層的で複雑なものとなる。例えば現時点における国際仲裁の手続的枠組みを見ると、ニューヨーク条約のような国際公法的規律、UNCITRAL国際商事仲裁モデル法に準拠して各国が制定する仲裁法、各仲裁機関による各種の仲裁規則、IBAやCIArb等の各種の関連機関が作成する規則やガイドラインと名付けられたソフトロー、各国判例や仲裁判断などが複雑に入り組んで構成されている。最近では様々な法規範と各種規則とを一体として‘Rules and Laws’とよぶこともあります、それは性格の異なった様々な規範が組み合わさることによって、仲裁のような国際的なADRが運営される実態を示している。こうした現象は、国際的な商事調停の規律においても妥当する。

1. 香港における調停法の整備

シンガポール条約がその前提とする調停手続は、アメリカ合衆国やイングランドをはじめとした英連邦系諸法域で最近急速に利用が拡大した新しい形の商事調停であると筆者は考えている。こうした調停のアジアにおける先進地域として、香港とシンガポールが先頭に立っているが、ここでは便宜上、こうした調停手続に関して香港が行ってきた規律枠組みの整備に関する状況について概観する。

香港においては、行政長官が2000年代後半に施政方針演説において、調停をさまざまな商事紛争により幅広く効果的に用いるため、律政司司長（Secretary of Justice）を長とする調停作業部会の立ち上げを提言したことに始まる。この作業部会は2010年にレポートを発表し、調停活用に向けた48の提言を行った。それらには、規律枠組み・

トレーニングと資格認証・広報と教育に関するものが含まれ、パブリックコメントにおいて好評を得た。律政司司長は、その結果を考慮しさらに検討した結果、広く支持された提言を実行に移すために、司法部・法律専門職・調停サービス提供者をメンバーとする調停タスクフォースを設置し、その作業を補助するため、(1) 調停の規律枠組み、(2) 調停人の資格認証、(3) 調停に関するトレーニング・公教育及び広報、の3つの作業グループを置いた。

2. 調停の規律枠組

この点に関する重要な成果として2012年に調停条例（Mediation Ordinance (Cap. 620)）が制定され翌年から施行されている。この条例は香港における調停の公的な規律枠組みを定めるものであり、政府も拘束されることが明記されている。調停による紛争解決を振興促進するとともに、調停におけるコミュニケーションの保護を目的とする。また調停、調停人、調停におけるコミュニケーションの意味を定めている。

2017年にはさらに、規律枠組みに関する制定法として謝罪条例（Apology Ordinance (Cap. 631)）を定めている。これは、紛争のエスカレートを避け有効な解決を促進するため、謝罪自体を過失や責任を認めることと切り離し、ほとんどの民事紛争解決手続において謝罪者の不利に考慮することを禁ずるものである。

3. 調停人の資格認証

調停タスクフォースは、業界主導による調停人の資格認証機関を設置することにより、香港における調停人資格の認証と懲戒関連事項を扱わせることを考えてきた。その結果として、2012年8月に、HKMAAL（Hong Kong Mediation Accreditation Association Limited）と呼ばれる単一の認証機関が、香港バーアソシエーション・香港ローソサエティ・HKIAC・HKMCを創設メンバーとして設立されている。

また上記の調整作業部会は、調停人の行動基準である香港調停コード（Hong Kong Mediation

Code) を2010年に採択している。これは調停人にとってのコモンスタンダードを設定することにより、調停手続の品質保証において重要な役割を果たすことを目的とする。HKIACなどの調停サービスプロバイダーがすでにこのコードを採用した。司法部はさらに多くの調停関係者による採択と実施を推進することにより、経験に基づいた改善を目指す。現在では、HKMAALの認証を得た調停人はこのコードを遵守する義務を負っている。

4. 公教育及び広報イニシアティブ

香港における調停振興において、公教育及び広報も積極的に活用されてきた。代表的なものとして、2009年には「調停ファースト誓約」("Mediate First" Pledge) のキャンペーンがあり、100以上の企業や貿易機関が紛争解決においてまず調停を用いることを誓約した。誓約はポリシーの表明であり、商事紛争の解決のために柔軟で建設的な調停の活用を促進する。具体的には、誓約を行っている企業等が関連する紛争において、当事者間の契約中に紛争解決条項が定められていない場合に、調停を紛争解決に用いることが期待できる。

以上のような香港における商事調停促進の試みは、比較的最近において展開されたものであり、目覚ましい成果を上げてきたことが分かる。また、そうした展開において当初から明確な構想が打ち立てられ、それに基づいた具体的な対応策が、調停に関する利害関係者の綿密な協力によって、目的に応じた最適な方法を様々に駆使することで、実現してきたことが分かる。日本が学ばなければならないのは、まさにこうした点であると思われる。つまり各調停機関が行う規則の改善は商事調停の振興に向けた取組みの中の一部であり、それのみで十分な成果を上げるのは困難であろう。

V. シンガポール条約のインパクト

国連国際商取引法委員会（以下「UNCITRAL」）が起草し、2018年の国連総会において採択されたシンガポール条約は、商事調停手続によって得られた国際的な和解合意にグローバルな執行力を

付与することを目指す野心的な試みとして広く注目を集めている。2019年夏にシンガポールで華々しく開催された署名式以降、現在までに60を超える国家が署名を済ませている。

多くの論者が、国際仲裁の振興においてニューヨーク条約が果たしてきたのと同等の役割を、シンガポール条約が国際商事調停において果たすことになると指摘している。ニューヨーク条約は、仲裁判断に対して国際的な執行力を付与するための過去の試みの失敗経験を踏まえて生み出されたものである。ニューヨーク条約が国際仲裁の手続における独自の国際的なデュー・プロセスを創設した結果、同条約が定める仲裁判断の承認・執行システムを用いるためには、条約が要求するスタンダードを踏まえる必要が生まれ、それが今日における国際仲裁手続の収斂に大きなインパクトを有することとなった。さらにUNCITRAL国際商事仲裁モデル法の普及によって各国における仲裁法の平準化が進んだ。またモデル法に先立つUNCITRAL仲裁規則は世界各地にある仲裁機関の仲裁規則を定める際のモデルとして牽引力を有すると同時に、国際的な投資紛争に関するアドホック仲裁においても広く利用されたことによって、現時点における国際仲裁手続の国際的な収斂が導かれた。これは国際的に活躍する法律家にとっても好都合なものであり、こうしたニューヨーク条約を基軸としたプラットフォームの上で現在の国際仲裁実務が形成されてきている。しかしそうした展開が必然であったわけではない。もっと多様な国際仲裁手続が生み出されるような他の経路を辿ったとしても何の不思議もなかったと思われる。その意味において、ニューヨーク条約やUNCITRALの主導による国際仲裁規範の立法政策が、今日の国際仲裁の環境を形成する上で有した影響力の大きさには目を見張るものがある。

そして今、国際商事調停が注目される中で、これと同様の図式を用いた未来を、UNCITRALを中心として実現しようとする動きが見られる。このような視点から眺めると、シンガポール条約が有する法政策的な位置づけが自ずと明らかになるようと思われる。つまりシンガポール条約が、

ニューヨーク条約と同様に国際商事調停による紛争解決合意に国際的な執行力を付与するためのプラットフォームとしての圧倒的な地位を確立すれば、世界中で行われる国際商事調停の多くは、シンガポール条約が定めたスタンダードを踏まえるべく、国際仲裁手続が違ったのと同様に収斂に向けて動き出す可能性が高い。

しかし、国際的な商事紛争解決方法の多様化において調停自体はその中心的役割を果たすべきであるとしても、それを単一の型へと収斂させることができ望ましいかどうかについて国際的なコンセンサスはない。調停はアジアにおいて古い歴史を有する紛争解決方法であるとされ、欧州の大法系諸法域においても裁判所に付置された調停手続など多様なものが存在している。それらは、国際仲裁がとくに国連の主導により急速な拡張を遂げた背景とは大きく異なっており、現在EU諸国がシンガポール条約に対して懷疑的な姿勢を示す原因ともなっている。国際仲裁は、各国の訴訟制度によって十分にサポートできなかった国際ビジネス紛争に対応するための制度として、いわば法の真空地帯を埋める役割を果たしたのであり、そのために従来の国家を中心とした諸法制度との関係で深刻な抵触を生じることなく展開することが可能であった。それに対して調停は、伝統的な紛争解決の方法として様々な地域で活発に用いられてきたため、それらの多様な手続を1つの型へと収斂せることに対する疑問や反発は小さくないであろう。

それらをあえて「調停」として一括りに扱えば、混乱も生じやすい。例えば日本において調停といえば、多くの人は家庭裁判所に付置された家事調停を思い起す。それに対して、シンガポール調停条約がその適用対象とする商事調停は、アメリカ合衆国やイギリスなど比較的最近において頻繁に用いられるようになってきたものであると考えられ、実際にその手続を経験したことのある企業や法律関係者は、日本ではごく少数に止まる。調停は日本の文化に整合的であるとよく評されるが、そこでいわれる調停のイメージが、シンガポール条約が想定する国際商事調停と同一であ

ると結論することはできない。

それではシンガポール条約が前提とする調停とはどのようなものであろうか。それを見つけ出す直接の手掛かりは、シンガポール条約と同時に国連総会で採択されたUNCITRAL国際商事調停モデル法（2018）にある。その内容は、前身である2002年の調停モデル法の大部分を踏襲しており、その概括的な規定から具体的な調停手続のモデルを見出すことは難しい。しかし、シンガポール条約に向けた作業開始をUNCITRALに提言したのはアメリカ合衆国であり、この時期に国際商事調停に関する作業が急速に進められた経緯から考えれば、それがアメリカ合衆国やイギリス等の英連邦系諸法域を中心としてその実務にしっかりと位置づけが与えられ、調停機関の整備や調停スキルの教育方法等が成熟してきた新しいタイプの調停手続を前提としていると考えるのが自然であろう。

シンガポール条約に対する関心は高く、すでに署名を済ませた国にはアメリカ合衆国・中国・マレーシア・シンガポール・インドなど日本と深い関係を有する国も含まれている。しかし他方で、EU諸国・イギリス・オーストラリアなど多くの有力国が署名を行っておらず、最終的にニューヨーク条約のような成功を収めることができるかどうかは現時点では不明である。しかしUNCITRALが、これから国際的な商事調停のプラットフォーム作りを主導する役割を担っていくであろうとの予測は十分に成り立つ。日本はそうした動向を注視しながら、国際的な商事調停コミュニティにおける地位を確保していく必要がある。

V. 結論

今回のJCAAによる新規則の内容を独立に評価することには大きな限界が存在する。なぜならば商事調停をより魅力的なものにするには、公法的な側面をも含めた規律枠組みの整備・調停人資格認証制度・教育プログラムの成熟などが必要であり、それらは調停機関の規則だけで対応できる問題ではないからである。

新規則が、商事調停の管理運営に関して仲裁手続に匹敵するような詳細で精緻な規定を置いても、それが直接に商事調停の利用者を引きつける魅力とはならないであろう。商事調停の利用者が最も知りたいのは、それがどのような理念によって運営され、実際の調停手続において調停人がどのような役割を果たし、利用者が商事調停を用いることによって他の紛争解決手段と比較してどのようなメリットを享受できるかといった点にある。残念ながら新規則が、利用者のそうした目線に配慮するところは少ない。しかし、そのすべてを調停機関の規則内で行うことには大きな限界があり、それをもって新規則を批判することはできない。

こうした点に対する筆者の意見は次のとおりである。アメリカ合衆国でのADR活性化にむけた議論⁴⁾や、イギリスにおけるウルフ裁判官の司法制度改革以降において促進してきた⁵⁾、水

平的な交渉による紛争解決を目指す調停が、シンガポール条約を目指す国際商事調停と大きく重なることはほぼ疑いがない。つまり日本がシンガポール条約を活用するには、最近の商事調停手続の国際的な到達点をしっかりと学び取ることから出発しなければならない。これまでのところ日本においてそうした形式の商事調停実務はほとんど行われておらず、それを経験したことのある企業も法律家も極めて限定されている。そうした日本の状況が、国際商事調停を展開する上で障害になることは否めないが、それ故にシンガポール条約への加盟に向けて最新の商事調停実務を踏まえた総合的な振興策を講じることの意義は大きい。こうした展開に向けて、JCAAは日本において主導的な役割を果たしていく責任を負っており、今回の調停規則の改正はそれに向けた最初のステップとして捉えるべきものであろう。

4) アメリカ合衆国における調停を含めたADRの本格的な展開において、1976年のパウンド・コンフェレンスにおけるハーバードロースクール教授のフランク・サンダーによるマルチドア・コートハウスの概念の提唱が発端とされてきた。そして1979年に現在の交渉及び調停に関する理論と実務の両面において絶大な影響を与えたベストセラーである‘Getting to Yes: Negotiating Agreement Without Giving In’がフィッシャーとユーリにより公表されている。さらに1983年にはサンダーも含めたハーバードとMITの研究者により交渉の教育と研究を両面で進めるための学際的なセンターとしてPON (Program on Negotiation)が創設され、その基盤の上で次々と大きなインパクトを有する成果が生み出されてきた。‘Getting to Yes’において強調されたのは、原則立脚型の交渉と呼ばれるものであり、それは取引において得られる余剰価値の公平な分配を目指すものとされる。つまり、相手よりも多く利益を得るための交渉術ではなく、自分自身が配分を受けるべき正当な利益を、相手に屈服することなく確保する合意を実現するための交渉術である。

こうした視点からは調停も交渉の一種に過ぎず、交渉における教育研究の成果をほぼそのまま調停にも活用できると考えられてきた。調停とは公正中立な第三者の支援を得て行う「交渉」であり、調停人は当事者をサポートする立場を有するに過ぎないことになる。つまり調停も交渉と同様に、対等な当事者関係を基盤とした合意形成の方法であるから、すべての調停は当然に交渉促進型の調停ということにならざるを得ない。(齋藤彰「シンガポール調停条約(2018) 加盟に向けた日本の課題」国際商取引学会2019年11月9日報告 [https://researchmap.jp/akirasaito2])

5) 現在のイギリスにおけるADRの活況は、今から四半世紀前に開始されたウルフ裁判官の主導による民事司法制度改革において、裁判官によるケースマネジメントが本格的に導入され、調停を中心としたADRの活用が促進されたことによる。ウルフ改革は対審主義とパリスター主導の行き過ぎによる民事裁判の長期化・高額化に挑む改革であったが、その中で法律家達が有する紛争解決文化への継続的な働きかけが強く意識されていた。それまでの司法制度改革は、制度変更を実現して完了する個別的な改革に過ぎなかつたが、ウルフ改革では法律家達が有する紛争解決文化への継続的な働きかけが指向され、それは今日も続いている。その3つの軸として、第1に裁判所による積極的なケースマネジメントを徹底し、第2に民事手続規則の最優先目的が訴訟資源の公平な社会的配分であることを明記し、第3にその目的実現に向け当事者が協力義務を負うと定めた。これらの実務が日々繰り返されることで、法律家達が有するイギリスの紛争解決文化に大きな変化がもたらされた。ADRの活用はこれら3つと深く関連しており、この改革を成功させるための鍵を握るものであった。その結果として2016年には、約4,800件の仲裁の申立てに加え、約21,000件の調停その他のADRの申立てがイギリスで行われている。(齋藤・前掲注1) 78頁以下参照。)